

四日市市告示第132号

四日市市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱の一部を次のように改正する。

令和6年3月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成21年四日市市告示第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（設計図書等の閲覧）</p> <p>第5条 対象工事等についての設計図書等は、原則として公告の日から<u>入札締切日</u>まで閲覧できるものとし、閲覧できる時間帯は市役所執務時間内とする。</p> <p>2 対象工事等についての設計図書等は、<u>原則として販売を行わないものとする。ただし、販売を行う必要があるときは、事前に公告において明らかにするものとする。</u></p>	<p>（設計図書等の閲覧）</p> <p>第5条 対象工事等についての設計図書等は、原則として公告の日から<u>入札日の前日</u>まで閲覧できるものとし、閲覧できる時間帯は市役所執務時間内とする。</p> <p>2 対象工事等についての設計図書等は、<u>当該入札に参加しようとする者で購入を希望する者は、申し出ることができる。</u></p>

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（総務部 調達契約課）